公　示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和８年 11 月 13 日

収支等命令者
九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長　　山田　裕久

１　業務内容

(1)委託業務名　　「K-style Festa SAGA」企画運営業務
(2)委託業務の仕様等　別紙説明書による
(3)履行期間　　契約日から令和９年３月 31 日（水曜日）まで

２　参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(3) 公募開始の日の６か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〈複数事業者による共同事業体の場合〉

(1) 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の⑴から⑸までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括として契約の相手方とし、契約に関する全ての責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3　手続等に関する事項

(1) 担当　九州佐賀国際空港活性化推進協議会事務局（佐賀県地域交流部空港課内）

郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話　0952-25-7104

ファックス番号　0952-25-7318

電子メールアドレス　kuukou@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和８年 11 月 13 日(金曜日)から同年 11 月 25 日(水曜日)まで佐賀県ホームページに掲載する

4　事前説明会　　実施しない

5　参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

⑴提出期限　令和８年 11 月 25 日（水曜日）午後５時まで（必着）

⑵参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 27 日（金曜日）までに通知する

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6　提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当に持参又は郵送すること。

⑴提案書の内容は、別紙のとおりとする

⑵提出期限　令和８年 12 月１日（火曜日）正午まで（必着）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7　プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時　令和８年 12 月３日（木曜日）　午後２時から（予定）

(2) 場所　佐賀県庁新館７階　地域交流部内西会議室

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

８　結果の通知

令和８年 12 月７日（月曜日）までにすべての参加者に対し文書で通知する。

９　評価に関する事項

⑴評価基準は別紙のとおりとする。

⑵提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は０点とする。

⑶評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10　その他

⑴契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定の例により、担保を供することができる。

ウ　次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ｱ) 本推進会議を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国、地方公共団体等又は九州佐賀国際空港活性化推進協議会との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

⑵見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。なお、消費税は 10％で見込むこと。

⑶失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

ア　参加する資格のない者が行った場合

イ　本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ　見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ　１人で２以上の提案をした場合

オ　代理人でその資格のない場合

カ　提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4)プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア　参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5)最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から、評価点をもとに審査会の意見を聴取した上で、審査会の会長が決定する。

(6)参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7)その他

説明書による。

説明書

業務名	「K-style Festa SAGA」企画運営業務
履行期間	契約日～令和９年３月 31 日（水曜日）
契約上限額	５，０００千円（消費税及び地方消費税含む）
仕様書等に対する質問・回答書提出期限	令和８年 11 月 18 日（水曜日） 午後５時まで
参加申込書提出期限	令和８年 11 月 25 日（水曜日） 午後５時まで
提案書期限	令和８年 12 月１日（火曜日） 正午まで
審査会（プロポーザル）	令和８年 12 月３日（木曜日）午前９時 00 分(予定) 対面にて参加必須
委託事業者決定	令和８年 12 月７日（月曜日）までに通知する

１ 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

（単独事業者の場合）

ア　様式第１－１号（参加資格確認申請書）　１部

イ　様式第３号（誓約書）　１部

ウ　会社概要（パンフレットで可）　１部

（共同事業体の場合）

ア　様式第１－２号（参加資格確認申請書）　１部

イ　様式第２号（共同事業体協定書）の写し　１部

ウ　様式第３号（誓約書）　１部

エ　会社概要（パンフレットで可）　１部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

２ 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第４号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

３ 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア　表紙　様式第５号　　・・・１部

イ　提案書（任意様式）　　・・・８部

ウ　実施スケジュール案　　・・・８部

エ　業務体制表　　・・・８部
オ　団体概要及び実績書　様式第６号　　・・・８部
カ　見積書　　・・・８部

(2) 提案書の記載内容について
「業務委託仕様書_５ 業務内容」に基づき、次の内容について記載すること。

(3) 作成にあたっての注意事項
ア　Ａ４（ホチキス留め）
イ　業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を１部提出すること。

(4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(6) 提出は持参又は郵送による。

(7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

４　プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
※事務局にてプロジェクター、スクリーン等は準備するため、提案書の投影は可。

(2) 参加者側の出席者は３人以内（うち１人は業務を中心的に担当する者が望ましい）とし、ヒアリング時間は １者あたり３０分程度（説明１５分、質疑１５分程度）を予定している。

５　最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最低基準点以上の点数を得たものの中から、評価点をもとに審査会の意見を聴取した上で、審査会の会長が最優秀提案者を決定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

(3) 結果通知は、全ての提案者に対して文書で通知する。

(4) その後、佐賀県財務規則（令和２年10月６日規則第59号）をはじめ関係する諸規程に基づき必要な手続きを経て正式に委託業者を決定するものとする。

６ 契約書について

(1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が整った場合は、委託契約を締結する。

(2) 契約書は２通作成し、各自その１通を保有するものとする。

7　留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本プロポーザルの質問は、９の問合せ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

(5) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。

(6) 本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに９の問合せ先まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第７号）により辞退の届け出を行うこととする。

8　契約事項

(1) 佐賀県財務規則（令和２年10月６日制定）に基づき執行する。

(2) 契約保証金は、公示に定めるとおり。

9　問合せ

九州佐賀国際空港活性化推進協議会事務局

事務局　　佐賀県地域交流部空港課

住所　　〒840-8570　佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話　　0952-25-7104　　Fax番号　0952-25-7318

電子メールアドレス　kuukou@pref.saga.lg.jp